

2025 年 4 月 1 日 全 9 頁

TNFD 提言に基づく情報開示の現状と課題

早期に開示を始めた TNFD Adopters から学ぶ

金融調査部 主任研究員 太田珠美
研究員 藤野大輝

[要約]

- TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく情報開示に取り組むことを表明した“TNFD Adopters”は、世界全体で 500 機関を超える。日本はそのうち最多の 150 機関を占める。
- 既に TNFD 開示を行っている上場企業 63 社の開示状況を確認したところ、「ガバナンス」および「リスクとインパクトの管理」は多くの企業が開示を行っていた。背景には、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への対応を通じて一定の体制構築が行われていたことが考えられる。
- 「戦略」に関しては、LEAP アプローチを活用した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の特定が進められていることが確認できた。移行計画の策定やシナリオ分析の実施まで取り組んでいる企業は少数である。「測定指標とターゲット」の開示も多くの企業が対応している。TNFD が求めるグローバル中核開示指標を使用している企業もあれば、独自の指標を使っている企業もある。
- 世界経済フォーラムの“The Global Risks Report 2025” 20th Edition では長期的なリスクの第 2 位に「生物多様性の損失とエコシステムの崩壊」が挙げられていた。企業は早期に自然資本の依存、影響、リスクと機会を評価し、TNFD 対応を進めることが事業の持続性の観点から重要である。また、それは将来的に情報開示が制度化した場合への備えにもなり得る。

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の開示基準

わが国では、法令により 2023 年 3 月期の有価証券報告書からサステナビリティ情報の開示が求められている。これを受けて、上場会社は気候関連情報を中心に、開示を進めている。気候関連情報の開示に当たって、TCFD（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）が開発した TCFD 提言を参照している企業が多く見られる。

TCFD に続く形で 2021 年に設立されたのが、TNFD（Taskforce on Nature-related Financial

Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）である。TCFDが「気候」にフォーカスしているのに対して、TNFDは「自然」にフォーカスしている。TNFDは、TCFD提言の大枠を踏襲し、自然に関する情報開示基準として「TNFD提言」を2023年に公表した。

図表1 TNFD提言の開示事項

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の組織によるガバナンスの開示。	自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与えるインパクトについて、そのような情報が重要である場合は開示する。	組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けし、監視するために使用しているプロセスを説明する。	マテリアルな自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標とターゲットを開示する。
開示提言	開示提言	開示提言	開示提言
A. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。 C. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。	A. 組織が特定した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を短期、中期、長期ごとに説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する。 C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略的レジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。 D. 組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産および／または活動がある地域を開示する。	A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。 A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するための組織のプロセスを説明する。 C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、マテリアルな自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。 B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用している測定指標を開示する。 C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。

（出所）TNFD「自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言」（2023年9月）

TNFD提言は、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関して、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクとインパクトの管理」、「測定指標とターゲット」という4つの柱に沿った開示を求めている（図表1）。「ガバナンス」については、取締役会の監督や経営者の役割のほか、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの参照・導入や、人権デューデリジェンスのプロセスに関する説明を含む、先住民族や地域社会などのステークホルダーとのエンゲージメント活動とその監督についての開示が求められる。

「戦略」については、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会についての説明や、それらが企業のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務状況、業績に与える影響、移行計画、レジリエンスの開示が求められる。また、自社もしくはバリューチェーンにおける資産や活動

が、「優先地域」¹にある場合にはその場所を開示することとされている。

「リスクとインパクトの管理」については、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の特定・評価・優先付けや管理をするためのプロセス、それらが企業全体のリスク管理プロセスにどのように統合されているかを開示する。直接操業だけではなく、上流・下流のバリューチェーンにおけるプロセスについても開示の必要がある。

「測定指標とターゲット」については、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を評価し、管理するための測定指標を開示することとされている。開示する測定指標には、TNFD が示す「グローバル中核リスクと機会およびセクター中核リスクと機会の測定指標（グローバル中核開示指標）」および「その他の関連する測定指標（グローバル追加開示指標）」が含まれるべきとされている。また、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するためのターゲットと目標、そのパフォーマンスに関する説明も求められている。

現時点では、有価証券報告書で開示されるサステナビリティ情報のテーマとして、（開示が義務化されている人的資本を除き）気候を取り上げている企業が大多数であり、自然に関する情報開示を行う企業は一部に限られる。しかし、国際的には生物多様性を含む自然というテーマへの注目度は高い。生物多様性に関する国際会議である生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）が 2024 年 10 月から開催され、前回会議で採択された 2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」についての進捗を測る指標の審議などが行われた。また、自然に関する企業の行動を促す機関投資家のイニシアティブである、Nature Action 100 や Spring に賛同を表明する機関投資家も見られ、投資家からの関心も高いことが窺える。

自然に関する情報は、今後も投資家を含む様々なステークホルダーからニーズが高まっていくと考えられる。ニーズの高まりを見据え、TNFD 提言に沿った情報開示に対応していくことを表明している企業・団体（TNFD Adopters）は 2025 年 3 月 18 日時点で 550 機関と、年々増加している。特に、日本がそのうち 150 機関を占めており、TNFD Adopters が最も多い国となっている。本稿では、このような状況を踏まえ、TNFD Adopters の日本企業における TNFD 提言に沿った情報開示の状況を確認する。

なお、2025 年 3 月に SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が日本の最初のサステナビリティ開示基準を公表しており、2027 年 3 月期から、プライム市場上場会社のうち時価総額の大きい企業から順に開示の義務化が見込まれている。ただし、SSBJ の基準においては、企業が特に気候に関する情報開示を行う上では「気候関連開示基準」に従うとされており、気候以外のテーマ（例えば生物多様性や人的資本など）に関する開示は、現状「一般開示基準」に沿って行うと考えられる。自然というテーマに沿った日本の開示基準がない中、SSBJ の基準に沿った有価証券報告書での開示に向けて、自然に関する情報に重要性があると捉えている企業を中心に、TNFD Adopters に限らず、TNFD 提言はさらに広く利用されていくと考えられる。

¹ 「優先地域」とは、マテリアリティに基づいて企業が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定した地域、もしくは自然に関してセンシティブな地域（例えば、生物多様性にとって重要な地域や物理的水リスクが高い地域など）を指す。

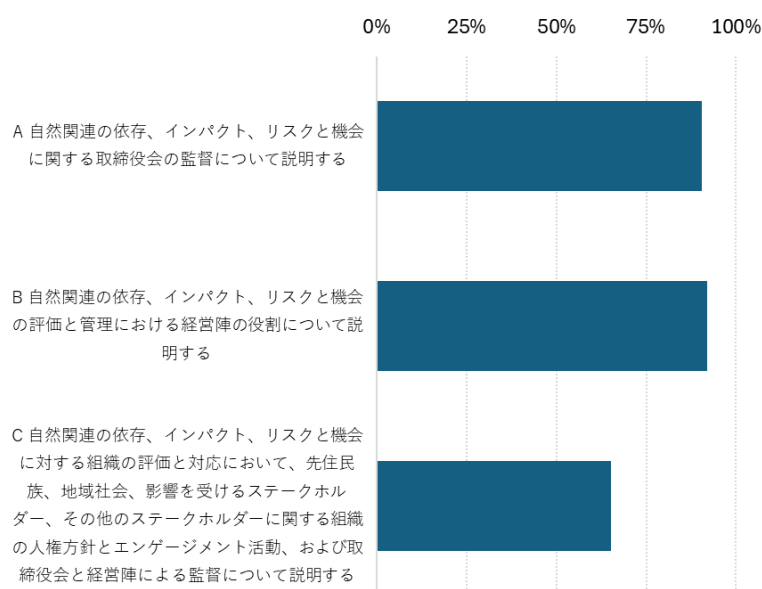
TNFD 開示項目

ここからは、TNFD Adopters の日本企業のうち、2024 会計年度の開示を表明している上場企業 63 社（金融機関を除く）を対象に、TNFD 提言の 4 つの柱「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクトの管理」「測定指標とターゲット」の開示状況について確認していきたい。なお、TNFD 提言公表以前から、生物多様性への配慮、自然資本に関する取組みを実施し、開示を行っている企業も存在するが、本稿では TNFD 提言に則った開示であることを明確にしている情報のみを対象とする。

（１）ガバナンス

ガバナンスに関しては「A 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について説明する」および「B 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営陣の役割について説明する」について、それぞれ 90%以上の企業が開示を行っていた（図表 2）。多くの企業が、既に TCFD への対応を通じて、気候変動に関する取締役会の監督や、経営陣の役割について明確にしている²。気候変動と自然資本は相互に密接に関係するものであることから、自然資本に関するガバナンス体制を改めて構築するのではなく、他の環境課題も含めた包括的なガバナンス体制と位置づけることで、早期に対応・開示できた企業が多かったものと考えられる。

図表 2 ガバナンスに関する開示状況



（注）集計対象は TNFD Adopters（2024 年）を表明した企業のうち 2025 年 2 月末時点で TNFD 提言に則った開示を行っている 63 社（金融機関を除く）。

（出所）TNFD「自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言」（2023 年 9 月）および各社の開示資料より大和総研作成

² 日本では東京証券取引所が 2021 年にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、プライム市場上場企業に対して TCFD 提言に基づく開示を進めるべきとしている

一方「C 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する」に関しては、開示している企業が 65%と、ややA・Bより低い割合であった。当該項目に関してはTCFD提言には盛り込まれておらず、TNFD独自の開示項目である。内容に関しては、人権方針の記述をしている企業が多く見られたが、取締役会と経営の役割までは言及されていないケースもみられた。

TNFDが当該開示項目を独自に設定した背景として、生物多様性の保全において、先住民族が有する知識、地域社会が主導する慣行や制度が重要とされていることが挙げられる。そのためTNFDは企業が先住民族や地域社会と対話を行うことの重要性を指摘しており、2024年9月に追加ガイダンスとして“Guidance on engagement with Indigenous Peoples, Local Communities and affected stakeholders”を公表している。

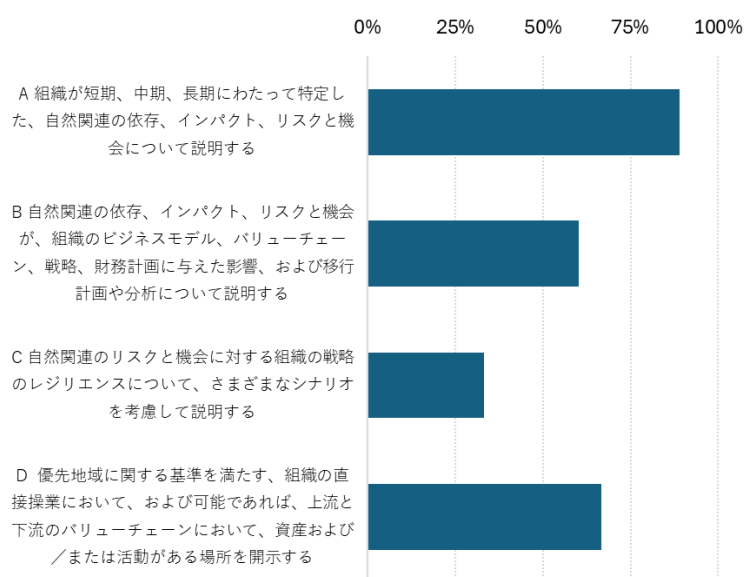
（２）戦略

戦略に関しては89%が「A 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスクと機会について説明する」について開示をしている（図表3）。また「D 優先地域に関する基準を満たす、組織の直接操業において、および可能であれば、上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産および／または活動がある場所を開示する」に関しても67%の企業が開示をしており、自社に加えバリューチェーンに関しても分析が進みつつある状況が窺える。依存、インパクト、リスクと機会の特定にあたり、開示企業の89%がTNFDの提唱するLEAPアプローチを採用していた³。

一方、こうした分析結果を踏まえた移行計画の策定や、シナリオ分析も含めた組織のレジリエンスについての説明は、まだ十分になされている状況とは言えない。60%の企業が開示していた「B 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、および移行計画や分析について説明する」だが、内容に関しては事業における依存とインパクト、もしくはリスクと機会の影響を大・中・小等の区分で評価するといった開示が多い。財務計画に与える影響の説明（例えば想定される損失額の試算値を示すなど）まで行われていたのは63社中6社、移行計画についての説明があったのは3社に留まった。

³ LEAPはL(locate)、E(evaluate)、A(assess)、P(prepare)の頭文字をとったものである。Lは地理、セクター、バリューチェーンのすべてにおける自然との接点を発見する、Eは自然に対する依存とインパクトを診断する、Aは組織に対する自然関連のリスクと機会を評価する、Pは自然関連のリスクと機会に対応するために準備する（財務報告書の主要な利用者や他のステークホルダーに対し、TNFDの開示提言と整合するマテリアルな自然関連課題に関する報告を含む）ことを意味する。

図表3 戦略に関する開示状況



(注) 集計対象は TNFD Adapters (2024 年) を表明した企業のうち 2025 年 2 月末時点で TNFD 提言に則った開示を行っている 63 社（金融機関を除く）。

(出所) TNFD “自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言”（2023 年 9 月）および各社の開示資料より大和総研作成

「C 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する」の開示も、33%と低い水準である。気候変動に関しては、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃よりも十分に低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑える努力をする、そのために温室効果ガス排出量を削減するという共通の目標がある。また、気候変動に関しては国際エネルギー機関（IEA）や気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が提供するシナリオなど、企業が分析に取り組むうえで活用できるツールも複数存在する。しかし、自然資本に関しては単一の世界目標はなく、またシナリオ分析に関しては利用できるツールも限られることから⁴、取り組みの途上にある企業が多いものと推測される。

（3）リスクとインパクトの管理

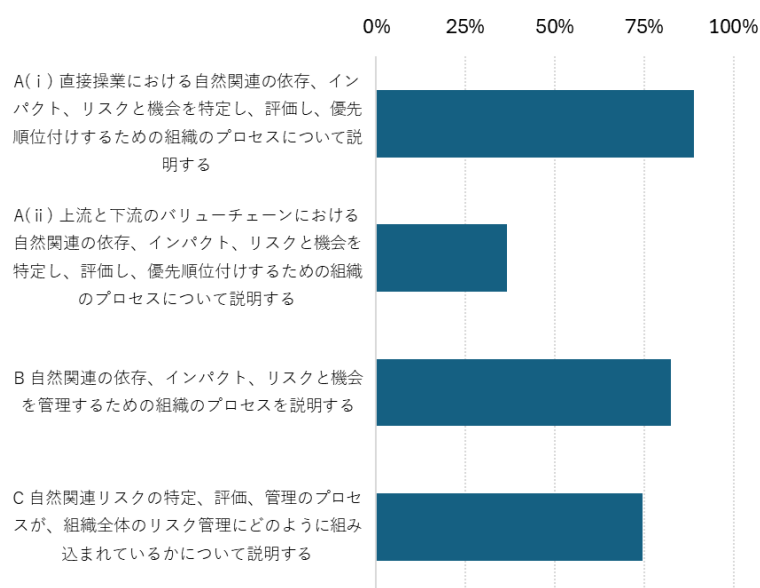
リスクとインパクトの管理に関しては開示している企業の比率が相対的に高く、「A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスについて説明する」に関しては 89%、「B 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するための組織のプロセスを説明する」は 83%、「C 自然関連リスク

⁴ シナリオ分析に関して TNFD は 2023 年に “Guidance on scenario analysis” を公表している。①生態系サービスの低下が重大か、中程度か、②市場および市場外の推進力が同じ方向を向いているか、バラバラか、の 2 軸を設けている。この 2 軸から生じる「生態系サービスの低下が重大な状況×市場と非市場の推進力が整合している」「生態系サービスの低下が重大な状況×市場と非市場の推進力が整合していない」「生態系サービスの低下が中程度である×市場と非市場の推進力が整合している」「生態系サービスの低下が中程度である×市場と非市場の推進力が整合していない」の 4 象限を、シナリオ分析に活用することを提案している。

の特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する」は75%が開示している状況である（図表4）。

開示企業が多い背景は、ガバナンスと同様、TCFD 対応として環境全般に関するリスク管理体制を既に構築している企業が多いためとみられる。これは、TNFD 独自の対応が必要となる「A（ii）上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスについて説明する」の対応企業が37%と相対的に低い水準であることから読み取れる（TCFD ではリスク管理の開示推奨項目に直接的にはバリューチェーンの言及がない）。

図表4 リスクとインパクトの管理に関する開示状況



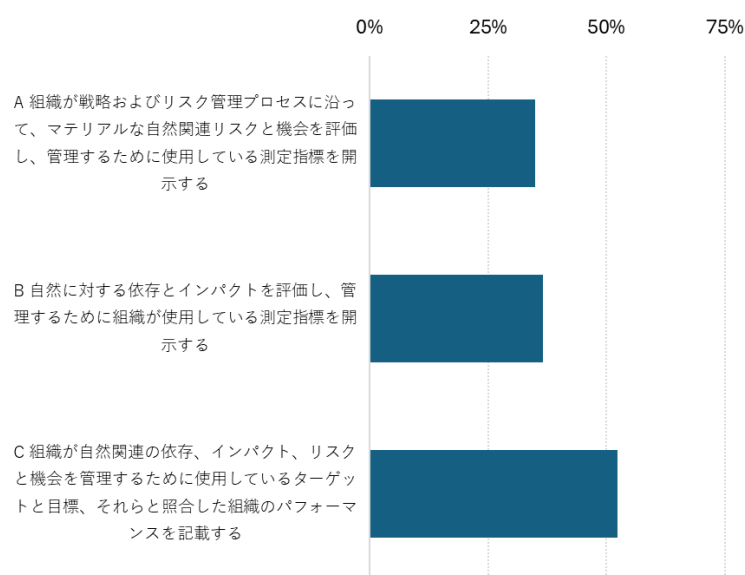
（注）集計対象は TNFD Adapters（2024 年）を表明した企業のうち 2025 年 2 月末時点で TNFD 提言に則った開示を行っている 63 社（金融機関を除く）。

（出所）TNFD “自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言”（2023 年 9 月）および各社の開示資料より大和総研作成

（4）測定指標とターゲット

測定指標とターゲットの「A 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、マテリアルな自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する」と「B 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用している測定指標を開示する」に関して、対応している企業はそれぞれ30%台と低かった（図表5）。ただし、「A」と「B」を分けずに「自然関連の依存、インパクト、リスクと機会のいずれかの管理について、何らかの測定指標を開示している企業」という観点で捉えると、78%が開示している状況にある（「A」「B」のどちらの位置づけなのか明確でない測定指標を開示している企業を含む）。また、「C 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する」は52%が開示していた。

図表5 測定指標とターゲットに関する開示状況



(注) 集計対象は TNFD Adapters (2024 年) を表明した企業のうち 2025 年 2 月末時点で TNFD 提言に則った開示を行っている 63 社（金融機関を除く）。

(出所) TNFD “自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言”（2023 年 9 月）および各社の開示資料より大和総研作成

TNFD 提言では「測定指標とターゲット」の開示にあたり、TNFD が示す「グローバル中核リスクと機会およびセクター中核リスクと機会の測定指標（グローバル中核開示指標）」および「その他の関連する測定指標（グローバル追加開示指標）」を用いることを推奨している。グローバル中核開示指標を用いていたのは全体の 41% であった。

TNFD 開示の現状と課題

TNFD 提言は TNFD Adapters による開示が始まったばかりである。TCFD 対応で既に構築されているガバナンスやリスク管理体制に TNFD 対応を統合させている企業が多く、この 2 項目に関しては総じて開示が進んでいる状況が確認できた。また、戦略に関しても LEAP アプローチを通じて自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定する段階まで、対応を進めている企業が多いことも明らかになった。測定指標とターゲットについても開示が進んでいる。

ただ、細かく見ていくと、それぞれに課題もみられる。ガバナンスに関しては先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する対応に改善の余地がありそうだ。また、戦略に関しても移行計画の策定、シナリオ分析（およびその結果を経営戦略や経営資源の投資に反映させること）は道半ばにある。測定指標とターゲットに関しても、グローバル中核開示指標ではなく、これまで環境対応で収集してきたデータを利用している企業が少なくない。従来収集していたデータが、今回の TNFD 対応を通じて特定した自然資本の依存、インパクト、リスクと機会への対応の進捗を測るものとなっているのであれば、その点を改め

て説明することも必要だろう。

世界経済フォーラムが 2025 年 1 月に公表した“The Global Risks Report 2025” 20th Edition では、長期（10 年程度）のリスクの第 2 位に「生物多様性の損失とエコシステムの崩壊」が挙げられた。企業にとっての重要度は、事業内容や事業を行っている地域によって異なるであろうが、早いうちに自然資本の依存、影響、リスクと機会の洗い出しや評価をしておくことが必要ではないか。また、前述の通り現状 SSBJ は自然に関する開示基準を作成していないが、SSBJ が基準作成の際に参考とする国際的な基準を作成している ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチプロジェクトを立ち上げている。将来的には、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関する情報開示が制度化されていくことも想定される。今の段階から TNFD 対応を行っておくことは、情報開示の制度化への備えにもなるだろう。